

介護サービス縮小検討

7/21
福井

掃除・調理、車いすレンタル

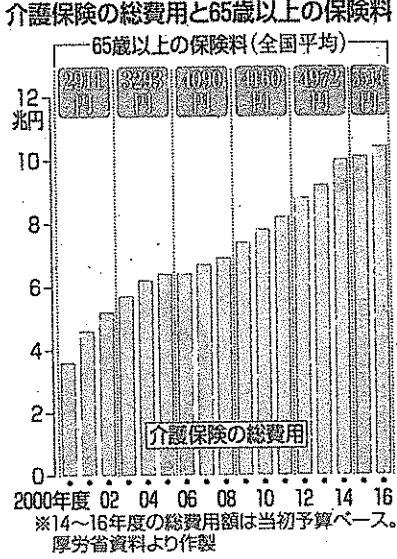
軽度者向け対象

厚労省

厚生労働省は20日、社会保障審議会に開かれた訪問介護部会を開き、「車いすや介護ベッドなど福祉用具のレンタル」、「パリアフリー化する住宅改修」についても、軽度者は原則自己負担とするよう財務省が求めており、併せて議論を始めた。

社会保障費の抑制が狙い。

厚労省は年末までに制度見直し案をまとめ、来年の通常国会に提出する方針だ。2018年度の実施を目指す。多くの高齢者にとって、要介護度が低い軽度者に対する給付を縮小する方向で本格的な検討に着手した。



介護保険の生活援助ヘルパーが利用者宅へ訪問介護サービスの「つど」で、掃除や調理、買い物、靴の受け取りなどをできる。入浴や食事の介助、おむつ交換など利用者に直接触れる「身体介護」と区別した類型。45分以上の生活援助の場合、事業者に支払われる報酬は2500円程度で、利用者の負担はその1/2割。「要介護1、2」で訪問介護を利用している人の半数程度は生活援助が中心。より軽度な業への移行が順次進んでいる。

財源厳しく高齢者に照準

「要介護1、2」の検討項目
「生活援助」のサービスを縮小(要介護1、2)
福祉用具、住宅改修の費用を原則自己負担(要支援1～要介護2)
65～74歳は自己負担を1割から2割に引き上げ
自己負担の上限額引き上げ
給与が高い大企業社員の保険料引き上げ

費税率10%への引き上げが先送りされたことで財源の確保がより難しくなった。財務省は、75歳未満の高齢者の自己負担を2割に引き上げることで負担増・給付抑制のメニューが並ぶ。少子高齢化の進行で社会保障財源を支える現役世代の負担が年々重くなってしまっており、高齢者にも応分の負担を求めるべきだとの見方が背景にある。

政府内で強まっていることが昨年以降、政府の経済財政諮問会議などが舞台に現行制度への注文が相次ぎ、さらに消えた。財務省は対象を広げ、74歳を「原則2割負担」と

は「高齢者の負担は限界に近い」と慎重な姿勢だ。月ごとに利用料が高額になった場合を中心に「制度見直しは不可避」との圧力が増す中、年末にかけて検討が進むが、高齢者の見直しも課題だ。公的医療の見直しも制度に。高齢化の同様の制度に比べて、保険の見直しも課題だ。一方、現役世代の負担の在り方も焦点となる。40～64歳が支払う保険料で収入が多い人が多い負担が重くなる「給付割引」の導入を検討する。給与が高い人が対象となるため、大企業が中心の健康保険組合や経済団体は反対している。

の頃。

ただ軽度者向けサービスを巡っては、より軽度の「要支援1、2」を対象とした訪問

介護と通所介護が、15年度か

ら段階的に市区町村に施行

だ。この日の部会では、施行完

了まで見直し議論は控えられ

ただとの指摘が相次いだ。

これまでの意見もあつた。

介護と通所介護が、15年度か

ら段階的に市区町村に施行

だ。この日の部会では、施行完

了まで見直し議論は控えられ

ただとの指摘が相次いだ。

介護と通所介護が、15年度か

ら段階的に市区町村に施行

だ。この日の部会では、施行完

由価格制で価格にばらつきが

ある。このため部会では、給

付抑制に向け「基準額や上限額を設けるなど対応が必要」

との意見が多くたが、負担の議論は深まらなかつた。

部会では今後、75歳未満のサービス利用の自己負担を原

則1割から2割に引き上げる

べきだととの意見もあつた。

財政面から原則自己負担化

にすべきだととの意見もあつた。

引き続き議論は控えられるべきだととの意見もあつた。

引き続き議論は控えられるべきだととの意見もあつた。